〈まずは○×問題にチャレンジ!〉

あたたけどう老える? その理由け?-

	めなたはとうちんる: との年日は:	Oor×
1	②平成28年5月13日付け貸金は、本件の根抵当権で担保される可能性が高い。	
2	●平成28年5月6日付け貸金は、本件の根抵当権で担保される可能性が低い。	
3	本件において、JAは、Aさんに ●平成28年5月6日付け貸金を請求できる。	
4	本件において、JAは、Cさんの相続人に ② 平成28年5月13日付け貸金 を請求できる。	
5	本件の2口の貸金 ①② は、根抵当権で担保されない場合でも、借用証書を添付して配当要求を行えば、他の債権者と平等に配当を受けられる。	



正解とその 理由は33頁

書替えの法的性質

この根

されないのでしょうか? 書き替えただけなのですが、

確定前からの債権・

債務を

担保

書替えによる貸金は、

法的には

た

解

説



確定後に新たに融資したのでは

します

(民法三九八条の二〇第

確定後に発生した債権

それ

から二週間の経過で確定

届出の催告書でクレジット会社甲

Ă は、

四月一五日に届いた債権

本件の根抵当権について、

による差押えを知ったわけですか













抵当権で回収できると思ってい 当JAの二口の貸金は、 担保されないとなると困る

です のですが……。 どのような債権届出を行ったの 裁判所の記載例を参考に、①「 か?

後に発生した債権と見られるから れない」と言われてしまいます 二八〇万円」 それでは、 どうしてですか? Aが行った債権届出では確定 裁判所から「担保さ と記載しました。

年五月一三日付け消費貸借:元金

権の

成二八年五月六日付け消費貸借:

元金一〇〇万円」、

0

「平成二八





権は、 書替後の新債権には同一 該当しますが、 ことにはならないのでしょうか? いる売買取引・消費貸借取引に なるほど。 一般的には、 被担保債権として登記され しかし、 それで担保される 書替前の旧債権と 書替前の債 性が

書替えと担保の関係

2

ですが、 登記が受け付けられていないこと 抵当権の設定登記の際、 なく消費貸借にするものです。 に発生している債務を金銭の授受 還を約束して金銭を授受するもの 貸借契約(同法五八七条) は、 であることが多いでしょう。 「準消費貸借契約」(同法五八八条) ないと考えられています 準消費貸借契約については、 として「準消費貸借取引」 範囲には 準消費貸借契約は、 "一定の種類の 取引では担保 被担保債 すで 消費 返 0) 取

載



管理回収の



顧問弁護士

JAの実務で起こる 相談にいつも親身に 応じている。

JAの融資業務における課長の 悩みに、顧問弁護士が答える!

官澤綜合法律事務所 所長 東北大学法科大学院 教授

弁護士 官澤 里美

1957年仙台市の農家の長男として生まれる。 大学法学部を卒業し、1986年仙台市で弁護士となる。その後、長年にわたってJAの債権回収、役員責任等の各種相談、法的手続、セミナー等を担当し、JAの健全な経営をサポートしている。現在、弁護士10名が在籍する官澤 綜合法律事務所所長。2004年より東北大学法科大学院教授。



回のお悩み

/本店の融資課長。支店' を丁寧にフォローして おり、問いあわせや相

談を多く受ける。

書替えの注意点と配当要求・ 剰余金差押えによる回収 第 13回

Xさんは、自宅の土地建物と田を所有しており、息子Zさんに田を贈与して 稲作を経営移譲し、自分は小規模な養豚を行っていました。 JAの債権と保 証・担保の状況はつぎのとおりです。

- ①Xさん:豚の餌を、Aさんを保証人として継続的に供給
- ② Z さん:農機具代金300万円を、B さん・C さんを保証人として平成25年 12月20日に融資
- ③ X さん: 自宅に極度額500万円・債務者は A さん・被担保債権の範囲は消 費貸借取引と売買取引の根抵当権を設定
- Xさんは平成28年1月5日に死去し、相続人である妻YさんとZさんの間で 「自宅等の遺産はすべてZが相続・養豚は廃業・豚の餌代金(100万円)はZが という協議が整いました。同年3月3日には自宅がZさんの名義に相 その後、つぎのような証書貸付への書替えを行いました。
 - ●平成28年5月6日:①の餌代金100万円をZさん名義の証書貸付に書替え (保証人はXの妻Yさんとする)
 - ②平成28年5月13日:延滞となっていた②の貸金の残金280万円をZさんを 借主とする証書貸付に書替え(返済条件を緩和し、さらに保証人はCさん が死亡していたのでBさんのみとする

4月7日に自宅がクレジット会社甲の差押えを受け、 Aにも4月15日には裁判所から債権届出の催告書が届いていたことが判明しま 配当要求の終期は6月30日でしたので、慌てて上記 2の貸金の債権届 出を行いましたが、裁判所から「根抵当権が確定した後の貸金なので担保され ない」との連絡があり、どうしたらよいのか悩んでいます